

一般社団法人長野県建築士会 会長 様

長野県建設部長

長野県地球温暖化対策条例に基づく環境エネルギー性能及び自然エネルギー導入
の検討義務に関する書面の提出について（依頼）

日頃から長野県の地球温暖化対策に御協力をいただき、誠にありがとうございます。

長野県地球温暖化対策条例に基づく標記検討制度が、住宅を含む原則として全ての新築（建替えによる改築を含む。）の建築物について平成 27 年 7 月 1 日から施行されたことから、建築主は建築物を新築しようとする場合は、当該建築物の環境エネルギー性能及び自然エネルギー導入について検討することが義務付けられています。

つきましては、長野県地球温暖化対策条例の普及に資するため、所管行政庁において下記のとおり当該制度に関する検討書面の提出を求めることになりましたので、格段の御協力をお願いします。また、別添のとおり案内を作成しましたので、貴会会員への周知についても御配意願います。

記

1 調査の対象

- (1) 床面積 300 m²未満の新築（建替えによる改築含む。）の戸建住宅（併用住宅を含む。建築主事に建築確認が申請された場合に限る。）
- (2) 床面積 300 m²以上 2,000 m²未満の新築（建替えによる改築含む。）の建築物

2 提出を求める書類

別紙「書面一覧」及び提出書面による

3 提出を求める時期等

- (1) 床面積 300 m²未満の新築の戸建住宅については、特定行政庁に建築確認を申請にあわせ、確認済証交付時まで提出をお願いします。
なお、民間指定確認検査機関に建築確認を申請する場合は、提出不要です。
- (2) 床面積 300 m²以上 2,000 m²未満の新築建築物については、省エネルギー法届出時にあわせ、設計者等届出受理証等交付時まで提出をお願いします。

4 調査の開始時期等

平成 28 年 1 月 4 日以降に届出又は確認申請があったもの

建設部	建築住宅課	指導審査係
(課長)	岩田 隆広	(担当) 宮澤 文夫
電話：	0 2 6 - 2 3 5 - 7 3 3 6	
FAX：	0 2 6 - 2 3 5 - 7 4 7 9	
E-mail	kenchiku-shido@pref.nagano.lg.jp	